

平成 30 年 1 月 19 日

神奈川県公益認定等審議会「公益目的事業としての間接的な助成事業の考え方～中間支援組織による助成事業の公益性～」について（ステートメント）

公益財団法人公益法人協会
理事長 雨宮孝子

はじめに

神奈川県公益認定等審議会（以下「審議会」という）が平成 28 年 1 月 28 日に一般財団法人「かわさき市民しきん」の公益認定申請について、不認定とする答申を行った事例に対し、公益財団法人公益法人協会、公益財団法人助成財団センター、一般社団法人全国コミュニティ財団協会、認定特定非営利活動法人日本 NPO センターの 4 団体連名で、平成 29 年 2 月 26 日に同審議会に質問状を提出したが（注）、平成 29 年 1 月 21 日付けで、神奈川県知事名で第三者には回答できない旨回答があったところである。時を同じくして、同年 1 月 17 日付けで、「公益目的事業としての間接的な助成事業の考え方～中間支援組織による助成事業の公益性～」(以下「考え方」という)が発表された。個別の質問には回答できないとしつつも、中間支援組織による助成事業の公益性について基本的な考え方を整理して文書を作成し公表したことに関しては、同審議会、同事務局の誠実な対応に敬意を表するものである。ただし、その内容についてはいくつか疑問があり、以下大きく 3 項目にまとめて指摘するものである。

注：詳細は機関誌『公益法人』46 巻 3 号（2017 年）2 頁以下参照。同年 4 月 18 日に神奈川県知事宛てに同趣旨の質問状を送付している。

（1）中間支援組織の定義

まず「作成の趣旨」（1 頁）のところで、「様々な非営利の事業活動を実施する者に対して、資金、物、人材・技術、さらには情報といったサービスを仲介的に提供する（など）—中略—自らが直接実施しないものの、公益性のある事業を実施するものに対して資源や技術を提供することで、自らの公益目的を達成しようとする法人」を中間支援組織と定義しているが、具体的にはどのような団体を指しているのか。通常の助成財団（たとえば企業等から出捐を受けて公益財団法人となり、有益な研究に対して助成金を提供したり、一定の地域で有益な事業を行う団体に事業助成を行う等）がすべてこれに含まれるのか。このような助成財団がすべて含まれるとなると、助成財団は、個々の助成事業そのものの公益性を立証しなければ公益性はないという奇妙な結論になってしまう。現在 4000 程度存在すると推定される助成財団の公益性を改

めて問うことになるのは問題である。この結果事業助成を行う助成財団の助成先はすべて公益法人と同様に公益事業を行う者でなければならないという不思議な結論になってしまうのは社会通念上いかにも合理性を欠いている。

中間支援組織による助成事業の公益性を述べるのならば、ここでいう中間支援組織を正しく定義しなければならない。また、一定の団体等への助成については、助成事業に対する公益性を判定するチェックポイント(※)があるので、それに従って判断することができる。その判定基準に沿って公益性を判断すればよいことである。

(※)「考え方」2頁

(2) 間接的な助成事業の公益性に関する議論

公益認定等の審査に関する留意事項に沿って公益目的事業に該当するか否かは公益認定申請段階では、チェックポイントが決められているのでこれに合致していれば公益性が認められる。特に応募の機会の公開性、選考の公正性、専門家の関与など選考基準が明確になっていけば問題ないと思われる。「考え方」では、以下の間接的な助成事業については問題ありとする。

「考え方」(3頁)にいう間接的な助成事業では、実際に事業を行う者(以下「実施団体」という)がまず直接的な受益者となるとする。ただし、不特定多数の間接的な受益者に対して、利益が波及する場合に当該助成に公益性を認めることができるとする。まず、ここでいう間接的な助成事業と分類することに違和感を覚える。実施団体が、直接的な受益者であると断定する。そもそも間接的な助成事業の公益性について、公益認定を受けている具体的な事例では、申請法人から助成を受ける法人への助成事業が助成(応募型)のチェックポイントに沿って行われていけば、公益性ありと考えられているはずである。

しかし、「考え方」(4頁)では、具体的な事業内容を助成先に提案させる方式の助成事業の場合、公益認定申請段階では提案前であり、審査基準などが提示されていないときは、相手先の公益性を判断する材料がないのが問題だとし、審議会では、「申請の段階で申請法人が達成しようとしている公益目的とは具体的に何であるか、(中略)具体的に示してもらった必要があるとの方針を採用することが適切であるとの結論を得た」(6頁)としている。

これは本来であれば助成(応募型)事業のチェックポイントに沿って、基準も明確で、他の条件も合致していればなんら問題ないはずである。すなわち審議会は公益認定審査時にいわゆる間接的な助成事業の公益性を確認できるようにすればよいのである。事業内容の具体性や受益者の社会的広がりがどの程度存在するか申請法人が立証するのは当然であるが、まだ実施されていないためにその公益性を判断できないというのは問題である。新しい公益法人制度では、現実に実施していない場合でも、計画ベースの記載で判断するのが前提である。助成先がすべて公益法人でなければな

らないという条件ももちろんないはずである。

「考え方」においては助成事業の公益性を言っているのか、助成先の公益性を言っているのか、はっきりしないところがみられる。提案型助成については、現存するコミュニティ財団の最も特徴あるものであり、これを認めないのは、地域で問題解決に大きな役割を果たそうとしているコミュニティ財団の活動をつぶしかねないことを危惧するものである。

そもそも助成財団の公益性は、公益目的事業として相応しいものかどうかを定款、助成規定、選考委員会の構成等を総合的に判断すべきもので、個々の案件を見てみると判断できないというのは、助成財団の存在意義を否定していることと同義である。このような考え方をとれば、先駆的、創造的に社会的課題の解決を図ろうとする助成財団の役割を極小化してしまうだろう。もし仮に、公益性のない案件に助成していた場合には、事後チェックで是正するという手段を講じるべきである。

(3) 助成事業の非対価性

「考え方」(5頁)では、「クラウドファンディングのようにインターネットを介して不特定多数の個人から寄附を募るシステムを設計する場合に、そのシステム設計に対して対価を実施団体からあるいは寄附額から受け取る時は、サービス提供が有償により実施されたことを意味するため、実施団体の事業に公益性が認められるとしても、中間支援組織が実施する当該資金調達の支援サービスを提供する事業には、基本的に公益性を認めることはできない」とする。

クラウドファンディングに限らず、不特定多数の寄付を集め助成する場合、一定額(たとえば10%~15%)を管理費等の経費として徴収することは公益団体として何ら問題はないのではないか。この点、「考え方」では、原則として金銭の提供等が無償で実施されている、もしくは有償である場合であってもその対価の金額が市中の民間会社等と比較して廉価であり、営利目的の組織から当該サービスを購入することが財務能力上困難である者に対して行われる支援的な側面を有している場合には当該助成に公益性を認めることができるとするが、その具体的基準はどのようにするのか不明である。

一方で、最後に「参考」として「留意事項」(7頁)を掲げているが、「間接的な助成事業を公益目的事業と認めるか否かは、その事業を行う地域や分野によって人材やサービスが不足している」等の事情を総合的に勘案して判断するとして、「この考え方は、これに適合しなければ直ちに公益目的事業とならないとするものではない」とも述べており、この「考え方」自体、考え方はまとめたが個別の事情により判断は変わるものとも読み取れ、果たして意味があるのか極めて疑問である。

以上